



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 721 平成20年度第1次自衛官募集 (市町村課)
- 722 随意契約の相手方の決定 (情報政策課)
- 723 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)
- 724 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
- 725 " (")
- 726 " (")
- 727 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 728 道路の区域変更 (道路保全課)
- 729 新道路の供用開始等 (")
- 730 道路の区域変更 (")
- 731 新道路の供用開始等 (")
- 732 道路の区域変更 (")
- 733 新道路の供用開始等 (")
- 734 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 735 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公安委員会告示

- 21 警備員指導教育責任者講習の実施
- 22 遊泳区域の指定

○ 選挙管理委員会告示

- 45 政治団体の解散の届出
- 46 政治団体の収支報告書の要旨
- 47 " "

○ 警察本部告示

- 4 和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (警察本部)

告 示

和歌山県告示第721号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成20年度第1次募集について、次のとおり告示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集種目及び採用時期

- (1) 募集種目
2等陸・海・空士

- (2) 採用予定時期
7・8月要員(男子)

2 受付期間

平成20年6月6日(金)まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

- (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同募集案内所及び地域事務所に請求すること。(別表参照)

- (2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

- (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

試験期日	試験種目	試験場
平成20年6月7日(土)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査	和歌山市 *試験日時、会場は、受付時に知らせる。

6 合格発表

- (1) 仮合格選抜基準に達した者には、仮合格通知書を送

付する。

- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 仮合格者は、仮合格者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。
- (4) 通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-3 01	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

※平成20年4月25日から海南募集案内所を廃止し、有田募集案内所が新設された。

和歌山県告示第722号

きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第37

2号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地
- 5 随意契約に係る契約金額
40,955,040円（うち消費税及び地方消費税の額1,950,240円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第723号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072200508	龍神ユニオンタクシー株式会社	田辺市中芳養917-3	稲崎雄三	ライフサポート ゆにおん	田辺市下三栖1499-61	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.2.29
3070101161	株式会社イワタ	紀の川市桃山町調月523-2	岩田俊哉	ほほえみ介護サービス	和歌山市鳴神1204-2	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成20.3.31

3071100253	社会福祉法人紀三福社会	和歌山市紀三井寺560-2	坂口和男	ヘルパーステーション下津	海南市下津町方498-25	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.3.31
3071300051	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家一丁目3番8号	辻本仁至	橋本市社会福祉協議会高野口事業所	橋本市高野口町名倉1028-1	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成20.3.31
3071300218	社会福祉法人聖愛会	伊都郡高野町高野山44-22	森寛勝	南山苑ホームヘルプ	伊都郡高野町高野山44-22	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.3.31
3011310228	医療法人九曜會	伊都郡かつらぎ町笠田東727番地	前田至規	前田医院	伊都郡かつらぎ町笠田東727	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.3.31
3070105899	有限会社西日本マインド	和歌山市内原1321	武田慎介	デイサービスくるみ	和歌山市布引935-1	通所介護・介護予防通所介護	平成20.3.31
3071400497	医療法人辻秀輝整形外科	海南市名高178-1	辻秀輝	通所リハビリテーション辻秀輝	海南市名高178-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成20.3.31
3052280017	医療法人玄竜会	田辺市たきない町6番11号	南條早苗	介護老人保健施設自彊館	田辺市たきない町6番11号	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成20.3.31
3070101419	ダイエーメディカル株式会社	和歌山市新中島125番地	林和生	ダイエーメディカル株式会社	和歌山市新中島125番地	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.3.31
3072300357	株式会社桐本商店	新宮市仲之町三丁目一番地の五	桐本悟	株式会社桐本商店	新宮市仲之町三丁目一番地の五	福祉用具貸与	平成20.3.31
3070105592	ダイエーメディカル株式会社	和歌山市新中島125番地	林和生	貴志ケアプランセンター	和歌山市新中島125番地	居宅介護支援	平成20.3.31
3071300242	医療法人九曜會	伊都郡かつらぎ町笠田東727番地	前田至規	前田医院介護センター	伊都郡かつらぎ町笠田東727	居宅介護支援	平成20.3.31
3070103761	有限会社さくらんぼ	和歌山市和歌浦西1丁目8番2号	前田節子	ヘルパーステーションさくらんぼ	和歌山市和歌浦西1丁目8番2号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.4.1
3071200467	社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668番地	榎本太郎	岩出あいあいデイサービスセンター	岩出市金池92	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成20.4.1
3070104256	和歌山ミサワホーム株式会社	和歌山市手平1丁目4番19号	福島教雄	和歌山ミサワホーム福祉サービス課	和歌山市手平1丁目4-19	福祉用具貸与	平成20.4.1
3071201481	特定非営利活動法人三敬福祉会	紀の川市桃山町市場186番地	片山悟誌	特定非営利活動法人三敬福祉会福祉用具レンタルサービス	紀の川市桃山町市場186番地	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成20.4.1
3071200392	社会福祉法人岩出市社会福祉協議会	岩出市金池92番地	中芝正幸	岩出市社会福祉協議会	岩出市金池92番地	居宅介護支援	平成20.4.1

第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会橋本事業所	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成20.4.1
訪問看護ステーションみつばち	訪問看護ステーションはやしもと	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.4.1
ケアセンターおたっしゅ倶楽部和歌山第二事業所つばみの家	ケアセンターおたっしゅ倶楽部和歌山第二事業所	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1
琴の浦義肢装具適合センター	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター付属義肢装具適合センター	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.4.1

和歌山県告示第725号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称(変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
ひまわり福祉サービス橋本事業所(訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援)	橋本市隅田町下兵庫514-3	橋本市隅田町下兵庫723-2	平成20.3.17
春風会きし(訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護)	和歌山市栄谷562番地	和歌山市栄谷393-5	平成20.4.1
ヘルパーステーション内原(訪問介護・介護予防訪問介護)	和歌山市毛見168番地の7	和歌山市内原1021番地の11	平成20.4.1
訪問介護サービス	海南市下津町方	海南市下津町塩	平成

ス・こころ(訪問介護・介護予防訪問介護)	2151番地	津580番地	20.4.1
紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所(訪問介護・介護予防訪問介護)	紀の川市名手市場144番地1	紀の川市西大井338番地	平成20.4.1
社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会(訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援)	西牟婁郡すさみ町周参見4133	西牟婁郡すさみ町周参見2338-1	平成20.4.1
高瀬会第2訪問介護ステーション(訪問介護・介護予防訪問介護)	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	東牟婁郡太地町森浦241番地1	平成20.4.1
高瀬会第2訪問看護ステーション(訪問看護・介護予防訪問看護)	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	東牟婁郡太地町森浦241番地1	平成20.4.1
紀州エア・ウォーター株式会社愛らんど有田(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)	有田郡有田川町小島313-7	有田郡有田川町天満千手町面28番15	平成20.4.1
君里苑居宅介護支援事業所(居宅介護支援)	和歌山市古屋153-9	和歌山市古屋182-26	平成20.4.1
和柔整・清水接骨院(居宅介護支援)	和歌山市岩橋746-1	和歌山市岩橋692-10	平成20.4.1
ケアプランセンター・こころ(居宅介護支援)	海南市下津町方2151番地	海南市下津町塩津580番地	平成20.4.1
福祉用具貸与事業所ウェイク(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)	和歌山市舟津町3丁目32-3	和歌山市吹上二丁目2-32	平成20.4.1
居宅介護支援事業部和歌山ケアマネージャーの会(居宅介護支援)	和歌山市舟津町3丁目32-3	和歌山市吹上二丁目2-32	平成20.4.1

和歌山県告示第726号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更事項	新	旧	変更があったサービスの種類	変更年月日
事業所の名称	在宅ケアセンターしあわせヘルパーステーション	本町ヘルパーステーションしあわせ	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.10.2
事業所の所在地	和歌山市中之島500番地の10	和歌山市北新博労町8-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.10.2
事業所の名称	在宅ケアセンターしあわせデイサービス	本町デイサービスセンターしあわせ	通所介護・介護予防通所介護	平成19.10.2
事業所の所在地	和歌山市中之島500番地の10	和歌山市北新博労町8-4	通所介護・介護予防通所介護	平成19.10.2
事業所の名称	在宅ケアセンターしあわせ居宅介護支援室	しあわせ介護相談センター	居宅介護支援	平成19.10.2
事業所の所在地	和歌山市中之島500番地の10	和歌山市北新博労町2-1	居宅介護支援	平成19.10.2

事業所の名称	デイサービスセンター・こころ	デイサービスセンター・マンボウの家	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1
事業所の所在地	海南市下津町方2151番地	海南市下津町塩津580番地	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1
事業所の名称	ケアプランセンターあゆむ	有限会社あゆむ	居宅介護支援	平成20.5.1
事業所の所在地	有田市宮崎町1634番地	和歌山市小人町南ノ丁26	居宅介護支援	平成20.5.1

和歌山県告示第727号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100125	さくらそう和歌山	居宅介護 重度訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都中野区弥生町5丁目20番7号	東京都世田谷区太子堂2丁目16番5号 さいとうビル6階	平成20.4.1
3010100760	春風会きし	居宅介護 重度訪問介護	主たる事務所の所在地	和歌山市湊508	和歌山市湊507-4	平成19.11.1
3010100760	春風会きし	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山市栄谷393番地5	和歌山市栄谷562番地	平成20.4.1
3011700113	紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	紀の川市西大井338番地	紀の川市名手市場144番地1	平成20.4.1
3011000142	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会橋本事業所	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	平成20.4.1
3012300020	さくらそう新宮	居宅介護 重度訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都中野区弥生町5丁目20番7号	東京都世田谷区太子堂2丁目16番5号 さいとうビル6階	平成20.4.1
3012505016	高瀬会第2訪問介護ステーション	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	東牟婁郡太地町森浦241番地1	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	平成20.4.1

和歌山県告示第728号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市隅田町芋生字芦原237番1地先から同市隅田町芋生字小嶋298番1地先まで	旧	5.30 } 5.40	105.50	
同上	新	5.30 } 10.60	105.50	

和歌山県告示第729号

平成20年和歌山県告示第728号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年5月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第730号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市隅田町霜草字小原429番2地先から同市隅田町霜草字小畑ヶ497番1地先まで	旧	3.90 } 7.50	392.70	
同上	旧	3.90 } 16.50	418.39	
同上	新	3.90 } 9.50	391.47	

和歌山県告示第731号

平成20年和歌山県告示第730号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年5月20日から供用を開始し、旧道路

は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第732号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市隅田町霜草字小原452番1地先から同市隅田町霜草字堂ノ浦329番2地先まで	旧	3.90 } 7.50	669.14	
同上	新	3.90 } 7.50	669.14	
同上	新	9.50 } 20.50	820.57	

和歌山県告示第733号

平成20年和歌山県告示第732号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年5月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第734号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

由良町

2 都市計画事業の種類及び名称

由良都市計画下水道事業 由良町公共下水道

3 事業施行期間
 自 平成15年3月24日
 至 平成26年3月31日

4 事業地
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし

和歌山県告示第735号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 住氏	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2994	新宮市佐野字 根地原1009番 1の一部、101 1番2	新宮市熊野川 町赤木1391番 地の2 阪口良太	平成 20.5.9	6.00	18.07

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年5月20日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第2号の業務(以下「2号警備業務」という。)に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(2号)」という。)	平成20年7月11日(金)から平成20年7月18日(金)までの土曜日及び日曜日を除く6日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名
2号警備業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(2号)」という。)	平成20年7月16日(水)から平成20年7月18日(金)までの3日間		

法第2条第1項第3号の業務(以下「3号警備業務」という。)に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(3号)」という。)	平成20年7月28日(月)から平成20年8月4日(月)までの土曜日及び日曜日を除く6日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名
3号警備業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(3号)」という。)	平成20年7月31日(木)から平成20年8月4日(月)までの土曜日及び日曜日を除く3日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(2号)及び新規取得講習(3号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に受講を希望する警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して

いるもの

(2) 追加取得講習(2号)及び追加取得講習(3号)

当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成20年6月16日(月)から平成20年6月18日(水)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けされた者は、平成20年6月25日(水)から平成20年6月27日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等

を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習(2号)及び新規取得講習(3号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 上記2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習(2号)及び追加取得講習(3号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 上記2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のアに該当する者

警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

- b 2の(2)のイに該当する者
 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
- c 2の(2)のウに該当する者
 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- d 2の(2)のエに該当する者
 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- e 2の(2)のオに該当する者
 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(2) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- ア 新規取得講習(2号) 38,000円
- イ 追加取得講習(2号) 14,000円
- ウ 新規取得講習(3号) 38,000円
- エ 追加取得講習(3号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
 電話番号:073-423-0110(内線 3027・3028)

和歌山県公安委員会告示第22号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成20年5月20日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
地ノ島海水浴場	和歌山県有田市初島町浜	和歌山県有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区	平成20年6月15日から同年8月31日まで

	域内	
--	----	--

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年5月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
奥田善晴後援会	藤井宏計	平成19.12.31	平成20.4.16
後みつる後援会	山本尋高	平成20.3.11	平成20.4.18
まもる会(えんどう守後援会)	酒井武義	平成20.3.31	平成20.4.21

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年5月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	まもる会(えんどう 守後援会)		
報告年月日	平成20年4月3日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)	

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	後みつる後援会	奥田善晴後援会	まもる会(えんどう 守後援会)
報告年月日	平成20年2月18日	平成20年3月24日	平成20年4月3日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
1 収入総額	0	544,424	0
ア 前年繰越額	0	544,160	0
イ 本年収入額	0	264	0
2 支出総額	0	544,424	0
3 収入の内訳			
ア 個人の党費・会費 (人)			
イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの			
(イ) 政党匿名寄附			
ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
エ 借入金			
オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
カ その他の収入		264	
4 支出の内訳			
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		544,424	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)			

収入の内訳(平成19年分)

奥田善晴後援会

1 その他の収入

1件10万円未満のもの 264円

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	後みつる後援会	まもる会(えんどう 守後援会)	
報告年月日	平成20年4月18日	平成20年4月28日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)	

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成18年分)の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年5月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	大久保なおひろ後援会	興政同友会	鈴木太雄後援会	
報告年月日	平成20年3月31日	平成20年3月31日	平成20年3月31日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		富安民浩		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		和歌山県議会議員		
1 収入総額	0	2,760,000	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	
イ 本年収入額	0	2,760,000	0	
2 支出総額	0	2,760,000	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	2,760,000	16	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳			
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		2,760,000 2,760,000	
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年5月20日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務

(2) 業務内容

和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年5月20日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者であること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定による病院又は診療所の開設届がなされていること。

(6) 過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績のある者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出

日において、発行後3か月を経過していないもの)及び定款

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在りする都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(5)及び(6)に掲げる事項を確認できる書面の写し

(2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年5月20日(火)から平成20年5月26日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年5月26日(月)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階車庫会議室

(2) 日時

平成20年5月22日(木)午後2時から

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年5月20日(火)から平成20年5月26日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2626)

ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年5月28日(水)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年5月29日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年5月30日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年5月20日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度
- (2) 業務の名称
和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務
- (3) 業務の内容
和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 契約期間
平成20年6月9日から平成21年3月31日までの間

(5) 入札金額
総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県警察本部告示第4号に規定する和歌山県警察官採用第2次試験における身体精密検査等委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。)
電話番号 073-423-0110
ファクシミリ番号 073-423-0560
- (2) 期間

平成20年5月20日(火)から平成20年5月26日(月)

までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 期間
3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、警務課に対して平成20年5月26日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階車庫会議室
- (2) 日時
平成20年5月22日(木)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室
- イ 入札日時
平成20年6月2日(月)午後2時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

<p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他</p>	<p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県警察本部警務部会計課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表)</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p>
--	--